

地方からの提案個票

<各府省第2次回答まで>

通番	ヒアリング事項	個票のページ
15	土地利用基本計画に係る国への事前協議の廃止等	1～9
24	漁業関連事務の簡素化等 ア. 漁業関連融資手続の見直し イ. 内水面漁業調整規則の改正時の国認可の廃止	10～17
33	都道府県による保安林の解除に係る国の同意協議の廃止	18～35
追2	地方公共団体の貸付金に係る徴収又は収納の私人委託対象範囲の違約金への拡大	36～38

平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

通番15

管理番号	10	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	国土利用計画法に基づく土地利用基本計画策定の見直し				
提案団体	関西広域連合(共同提案)滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

求める措置の具体的内容

国土利用計画法に基づく府県の土地利用基本計画について、策定義務や策定に係る国への事前協議を見直すことを求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】

国土利用計画法に基づく土地利用基本計画の策定・変更に当たって実施する事前協議については、「国の土地利用に係る施策をも拘束するもの」で「国の政策との関係で調整を行う必要がある」、「国との調整は、異なる土地利用相互間でどのような土地利用が適当かを総合的な観点から協議するもの」とのことであるが、国において一定の指針を示し、その範囲内での策定・変更とすることで足りるものである。地方の自主性・主体性を尊重し、地方の自己責任による計画策定とするためにも、協議事項とせず、事後報告等とすべきである。

現在、土地利用基本計画については、昨年の提案募集を受け、「運用の実態を把握した上で論点を整理し、必要な措置を講ずる」とされ、制度の運用の見直しを進められようとしているが、地域の実情に応じ、地域の特性を生かすため、地方公共団体の自主的かつ主体的に取り組む、“地方創生時代の体系へ”運用の見直しをすべきである。

【支障事例】

府県の土地利用基本計画については、「各種の土地利用計画を相互に有機的に連携せしめることにより、総合的な土地利用計画体系の確立を図ることとしている」とのことであるが、実態は個別規制法の地域・区域に合わせたものにすぎず、現在の計画は形骸化している。

具体的には、森林の林地開発許可後、それに合わせる形で森林地域を見直す審議を国土審議会で行った際、委員から不毛、形骸化だとの意見が出たこともあり、これを受けて森林のみ審議とせず報告案件としたケースがある。森林地域の変更については、個別規制法における変更済み案件を審議している状況である。

根拠法令等

国土利用計画法第9条第10項・第14項

各府省からの第1次回答

「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」として、「土地利用基本計画(9条)については、運用の実態を把握した上で論点を整理し、必要な措置を講ずる。」とされているところ、当省としては、まず本年6月に複数の都道府県を対象に運用実態に係るヒアリング行ったところである。今後は、より網羅的に運用実態を把握するため、本年7月から8月にかけて全都道府県に対してアンケートを実施する予定。

さらに、本年夏に国土利用計画が改定されることを踏まえ、計画を推進する方策としての土地利用基本計画制度のあり方について、上記により把握された運用実態に基づき、本年秋に都道府県の土地利用担当部局等をメンバーとする検討会を立ち上げて論点整理を行う予定であるが、今般、土地利用基本計画に係る国への事前協議の廃止について要望を頂いたことから、同検討会において併せて検討してまいりたい。

事前協議については、検討会において一定の方向性が得られれば、全都道府県及び関係府省庁の意向を確認したうえで、国土利用計画法の改正の要否について検討してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

土地利用基本計画制度の見直しに当たっては、都道府県の意見を十分に踏まえ、不必要な国の関与はなくし、意義のあるものとしていただきたい。

なお、都道府県に意見を聞く際には、提案募集から見直しが進められていることから、土地利用担当部局のみならず、地方分権担当課の意見も聞くように配慮願いたい。

<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>

島根県、香川県、福岡県

○実態は個別規制法の地域・区域に合わせたものにすぎず、現在の計画は形骸化している。本年6月の審議会で諮り、審議会での森林地域縮小の変更の取り扱いを今後は会長専決(報告案件)とすることができるとした。

○提案県と同じく、森林の林地開発許可後、それに合わせる形で森林地域を見直す審議を国土利用審議会で行った際、委員から、形骸化だとの意見が出たこともある。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

土地利用基本計画の策定に当たっての国土交通大臣への協議を廃止し、意見聴取及び報告にするべきである。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○事前協議の廃止等について、追加ヒアリングを行った上で、都道府県に対するアンケートを行う予定と認識しているが、2次ヒアリングの場で結果をお示しいただきたい。

○土地利用基本計画そもそもの議論とは切り離せることが分かった段階で、事前協議の廃止等について結論を出したいとのことだったが、2次ヒアリングまでには、切り離して検討を進めることができるかどうかについて判断を行うべきではないか。

各府省からの第2次回答

第1次回答で示したとおり、「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」として、「土地利用基本計画(9条)については、運用の実態を把握した上で論点を整理し、必要な措置を講ずる」とされているところ、当省としては、ヒアリング、アンケート、検討会等を通じて運用実態の把握、論点整理、及び運用改善・制度改正等も含めた必要な措置につき現在検討を行っているところ。

具体的には、本年6月に行ったヒアリングに加え、9月初旬にも複数の都道府県を対象に、国土交通大臣等

国の関係行政機関の長への協議(事前協議)も含め、運用実態等に係るヒアリングを行ったところ。
また、アンケートについては、全都道府県を対象に、9月中旬頃に発出しており国土交通大臣等国の関係行政機関の長への協議についても意見聴取している(一ヶ月程度かけて回答を回収し、結果を集計する予定)。なお、当該アンケートについては、必要に応じて分権担当部局の意見を聴くよう依頼している。

さらに、本年8月に改定された国土利用計画(全国計画)も踏まえ、計画を推進する方策としての土地利用基本計画のあり方につき、本年秋頃に都道府県の土地利用担当部局等をメンバーとする検討会を立ち上げ、論点整理を行うこととしている。当該検討会においては、ヒアリングやアンケートにより把握された運用実態も踏まえ、事前協議についても、議論していく予定。

平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

通番15

管理番号	110	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	都道府県の土地利用基本計画の変更に係る国土交通大臣への協議の事後報告への変更				
提案団体	栃木県				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

求める措置の具体的内容

国土利用計画法に基づき都道府県が土地利用計画(計画図)を変更する際に義務付けられている国土交通大臣への協議を廃止し、事後報告へ変更する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】

国土利用計画法第9条第14項の規定により、都道府県が策定する土地利用基本計画の変更は、国と協議を要することとされている。

計画書の変更については、協議の必要性を理解するが、計画図の変更(都市計画見直しに伴う都市地域の拡大又は縮小、市街化区域編入を伴う農業地域の縮小等)については、各個別規制法において、協議不要若しくは、事前に国の関係機関との調整が完了し、重複した手続きとなっており、特に平成23年度以降協議は書面の送付のみとなり、変更内容について国土交通大臣と調整したことはなく、形式的なものとなっているため、協議事項ではなく、簡易な資料による事後報告事項とすべきである。

根拠法令等

国土利用計画法第9条第14項

各府省からの第1次回答

「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」として、「土地利用基本計画(9条)については、運用の実態を把握した上で論点を整理し、必要な措置を講ずる。」とされているところ、当省としては、まず本年6月に複数の都道府県を対象に運用実態に係るヒアリング行ったところである。今後は、より網羅的に運用実態を把握するため、本年7月から8月にかけて全都道府県に対してアンケートを実施する予定。

さらに、本年夏に国土利用計画が改定されることを踏まえ、計画を推進する方策としての土地利用基本計画制度のあり方について、上記により把握された運用実態に基づき、本年秋に都道府県の土地利用担当部局等をメンバーとする検討会を立ち上げて論点整理を行う予定であるが、今般、土地利用基本計画に係る国への事前協議の廃止について要望を頂いたことから、同検討会において併せて検討してまいりたい。

事前協議については、検討会において一定の方向性が得られれば、全都道府県及び関係府省庁の意向を確認したうえで、国土利用計画法の改正の要否について検討してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

国土利用計画法第9条第14項の規定に基づく、土地利用基本計画の計画図の変更に係る国土交通大臣への協議については、速やかに事後報告とすべきである。

<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>

香川県

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

土地利用基本計画の策定に当たっての国土交通大臣への協議を廃止し、意見聴取及び報告にするべきである。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

- 事前協議の廃止等について、追加ヒアリングを行った上で、都道府県に対するアンケートを行う予定と認識しているが、2次ヒアリングの場で結果をお示しいただきたい。
- 土地利用基本計画そもそもの議論とは切り離せることが分かった段階で、事前協議の廃止等について結論を出したいとのことだったが、2次ヒアリングまでには、切り離して検討を進めることができるかどうかについて判断を行うべきではないか。

各府省からの第2次回答

第1次回答で示したとおり、「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」として、「土地利用基本計画(9条)については、運用の実態を把握した上で論点を整理し、必要な措置を講ずる」とされているところ、当省としては、ヒアリング、アンケート、検討会等を通じて運用実態の把握、論点整理、及び運用改善・制度改正等も含めた必要な措置につき現在検討を行っているところ。

具体的には、本年6月に行ったヒアリングに加え、9月初旬にも複数の都道府県を対象に、国土交通大臣等国の関係行政機関の長への協議(事前協議)も含め、運用実態等に係るヒアリングを行ったところ。また、アンケートについては、全都道府県を対象に、9月中旬頃に発出しており国土交通大臣等国の関係行政機関の長への協議についても意見聴取している(一ヶ月程度かけて回答を回収し、結果を集計する予定)。なお、当該アンケートについては、必要に応じて分権担当部局の意見を聴くよう依頼している。

さらに、本年8月に改定された国土利用計画(全国計画)も踏まえ、計画を推進する方策としての土地利用基

本計画のあり方につき、本年秋頃に都道府県の土地利用担当部局等をメンバーとする検討会を立ち上げ、論点整理を行うこととしている。当該検討会においては、ヒアリングやアンケートにより把握された運用実態も踏まえ、事前協議についても、議論していく予定。

平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

通番15

管理番号	213	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	土地利用基本計画の策定・変更に係る国土交通大臣への協議の意見聴取への変更				
提案団体	広島県				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

求める措置の具体的内容

国土利用計画法に基づき、都道府県が土地利用基本計画を策定・変更する際に義務付けられている国土交通大臣への協議を廃止し、意見聴取へ変更する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】

土地利用基本計画を定める場合、あらかじめ国土交通大臣と協議することになっているが、計画策定・変更時に時間を要している(H25計画変更時には、国への協議を行ってから回答を得るまでに約1か月を要した。)。協議を廃止して意見聴取に変更することにより、現在の処理手順(①市町意見聴取→②国との事前調整→③審議会諮問→④国への協議)における④の廃止となり、約1か月間の期間短縮が図られる。

なお、同様の提案を昨年度行ったところ、対応方針では「提案の趣旨を踏まえ対応」と整理されたが、その内容は、「過去の国と都道府県との協議における国の指導事項等、計画変更に当たって有益な情報を地方公共団体に提供するなど、国と都道府県の協議の円滑化を図る」といった運用の改善に留まるもので、本県が求める国土交通大臣への協議に要する期間の短縮化にはつながらないとする。

【懸念の解消】

国は、協議を行う理由として、個別規制法の地域・区域には、国の権限・関与に係るものが多く(都市計画や農業地域に係る大臣協議など)、あらかじめ調整が必要であることなどを挙げている。

事前調整が必要であることには異論ないが、都市計画決定等の事務が自治事務化され、用途地域等、都市計画決定の権限が移譲されるなど、土地利用基本計画の変更の中で最も件数が多い都市計画の分野で権限を有している関係市町との調整は意見聴取で対応していることから、同様に、国との調整も意見聴取で担保できるものとする。具体的には、意見照会を受けた国土交通省が、関係省庁に意見照会を行い、取りまとめ結果を都道府県に回答する制度を想定している。

根拠法令等

国土利用計画法第9条第10項、第14項

各府省からの第1次回答

「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」として、「土地利用基本計画(9条)については、運用の実態を把握した上で論点を整理し、必要な措置を講ずる。」とされているところ、当省としては、まず本年6月に複数の都道府県を対象に運用実態に係るヒアリング行ったところである。今後は、より網羅的に運用実態を把握するため、本年7月から8月にかけて全都道府県に対してアンケートを実施する予定。

さらに、本年夏に国土利用計画が改定されることを踏まえ、計画を推進する方策としての土地利用基本計画制度のあり方について、上記により把握された運用実態に基づき、本年秋に都道府県の土地利用担当部局等をメンバーとする検討会を立ち上げて論点整理を行う予定であるが、今般、土地利用基本計画に係る国への事前協議の廃止について要望を頂いたことから、同検討会において併せて検討してまいりたい。

事前協議については、検討会において一定の方向性が得られれば、全都道府県及び関係府省庁の意向を確認したうえで、国土利用計画法の改正の要否について検討してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

これまでの見直しにより、現行制度は同意を要しない「協議」とされていることや、国土利用計画法第10条の趣旨を踏まえると、土地利用基本計画と関連する法律による規制は整合することが関係機関、自治体に対して要請されていることから、都道府県が市町村から意見を聞くのと同様に、国からも意見聴取による調整を行うことで、必要な調整や連携を図ることができるものとする。

また、現行制度における国土交通大臣との協議では、これまで指摘事項もなく、文書のやり取りのみの形式的なものとなっているなど、協議が形骸化していると言える。

こうしたことから、本県としては、協議前の事前調整の段階で必要な調整が十分できているものと考えており、協議のプロセスを義務化しておくことよりも、この事前調整のプロセスを市町村と同様に国からの意見聴取として位置付け、協議の手続きを廃止した方が手続きの迅速化や事務負担の軽減につながるものと考えている。

国土交通大臣への協議は、準備期間等を含めると、現在、作業開始から計画の告示まで7カ月を要しているが、提案による変更により、本県では5か月に短縮することが可能と見込まれる。

<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>

香川県

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

土地利用基本計画の策定に当たっての国土交通大臣への協議を廃止し、意見聴取及び報告にするべきである。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○事前協議の廃止等について、追加ヒアリングを行った上で、都道府県に対するアンケートを行う予定と認識しているが、2次ヒアリングの場で結果をお示しいただきたい。

○土地利用基本計画そもそもの議論とは切り離せることが分かった段階で、事前協議の廃止等について結論を出したいとのことだったが、2次ヒアリングまでには、切り離して検討を進めることができるかどうかについて判断を行うべきではないか。

各府省からの第2次回答

第1次回答で示したとおり、「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」として、「土地利用基本計画(9条)については、運用の実態を把握した上で論点を整理し、必要な措置を講ずる」とされているところ、当省としては、ヒアリング、アンケート、検討会等を通じて運用実態の把握、論点整理、及び運用改善・制度改正等も含めた必要な措置につき現在検討を行っているところ。

具体的には、本年6月に行ったヒアリングに加え、9月初旬にも複数の都道府県を対象に、国土交通大臣等国の関係行政機関の長への協議(事前協議)も含め、運用実態等に係るヒアリングを行ったところ。また、アンケートについては、全都道府県を対象に、9月中旬頃に発出しており国土交通大臣等国の関係行政機関の長への協議についても意見聴取している(一ヶ月程度かけて回答を回収し、結果を集計する予定)。なお、当該アンケートについては、必要に応じて分権担当部局の意見を聴くよう依頼している。

さらに、本年8月に改定された国土利用計画(全国計画)も踏まえ、計画を推進する方策としての土地利用基本計画のあり方につき、本年秋頃に都道府県の土地利用担当部局等をメンバーとする検討会を立ち上げ、論点整理を行うこととしている。当該検討会においては、ヒアリングやアンケートにより把握された運用実態も踏まえ、事前協議についても、議論していく予定。

平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

通番24

管理番号	87	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	その他
提案事項 (事項名)	漁業近代化資金融通法における国による関与の廃止又は簡素化				
提案団体	九州地方知事会				
制度の所管・関係府省	農林水産省(水産庁)				

求める措置の具体的内容

二重行政化を避ける為、漁業近代化資金融通法で規定する融資限度額を超える場合の国の承認について、「承認」の手続を「廃止」若しくは「届出」等に簡素化すること、又は漁業近代化資金融通法で規定する融資限度額を引き上げること(いずれも国の承認手続き省略に繋がるもの。)

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】

現在、10トンから20トン未満の漁船を建造する場合、1億円から2億円程度の資金が必要である場合が殆どであり、実際に宮崎県では約半数の申請が法で定める貸付限度額(9千万円)を超え、国の承認が必要となっている。この場合、県単独で手続を進める場合と比べ、最低でも1ヶ月の期間が追加で必要となり、その他の融資機関、保証機関の審査、県の利子補給の審査期間も含めると融資までに長期間を要する状況となっている。

一方、漁船建造には漁期との関係や造船所の建造計画があり、申請手続が長期にわたると融資前の事前着工を漁業者(借受者)が余儀なくされることがある。この場合、県では原則利子補給対象としていないが、真にやむを得ない場合は事前着工承認申請書を提出してもらい条件付(国の承認がないときは利子補給の対象としない)で承認しているが、条件付の着工承認であることや造船業者への手付金の支払が必要な場合もあるなど、漁業者(借受者)にとってはリスクがあるものとなっている。

本制度資金は、漁業者(借受者)への貸付金は信漁連からであり、県の利子補給財源も県独自の資金となっている為、国庫からの支出は一切生じないものである。また、国の承認は、県が通常利子補給する際の書類に県の意見書を付しているのみで、国も県と同様に「償還の可能性」について審査していると思われる為、事務手続が重複していると考えられる。

以上のことから、本県では融資の迅速化や漁船の代船建造円滑化のため国の関与の簡素化が必要と考える。

根拠法令等

漁業近代化資金融通法第2条第3項第1号の括弧書及び第1号口、同法施行令第4条第1号

各府省からの第1次回答

漁業近代化資金制度は、漁業近代化資金融通法(昭和44年法律第52号。以下「法」という。)に基づき、漁業者等の資本装備の高度化を図り、その経営の近代化に資することを目的として、漁業者等に長期かつ低利の資金を融通するための国の制度である。漁業近代化資金の融資条件については、法において貸付金額の上限、資金使途、利率その他が定められており、同制度の全国的な公平性の確保が図られているところである。

この中で、貸付金額の上限については、特定の者への貸付の集中を防ぎ、多数の漁業者の利用に資するとの観点や、融資対象や資金使途に対して融資額が大きくなりすぎることによる過剰投資や貸し倒れリスクの増加を防ぐといった観点から、融資対象や資金使途ごとに設定されているところである。

一方で、漁業者等が漁業近代化資金を活用して導入しようとする施設の価格によっては、貸付金額が法定上限を超えることも想定される中で、当該施設の性能や当該漁業者等の経営規模等からみて適切な投資であると認められる場合には、法定上限を超える貸付を許容することが法目的に合致することを踏まえ、法において、農林水産大臣の承認を条件として、これを許容しているところである。

以上を踏まえると、御要望にあるような、法定上限超過に係る農林水産大臣の承認の廃止又は事後的な届出にすることについては、一部の県においては限度額を大きく超えた融資が行われる一方で、別の県においては限度額の超過が認められないなど、全国的な公平性が確保されなくなるおそれがあるのみならず、過剰投資や貸し倒れリスクが増加し、同制度の安定的な運営に支障が生じるおそれがあることから、適切ではない。

また、法定上限自体を引き上げることについては、全国的には法定上限超過件数が極めて少なく(平成25年度の20t未満の漁船に係る貸付1,009件に対し、承認件数は10件(約1%))、立法事実に乏しいことや、全国の都道府県の利子補給事務に係る予算にも影響することから、直ちに対応することは困難である。

しかしながら、御要望を踏まえ、法定上限超過に係る時間を短縮し、漁業者等の漁業近代化資金の活用に係る利便性を向上させる観点から、手続の迅速化及び事務負担の軽減に向け、必要な対策を講じることについて検討を行うこととする。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

漁業近代化資金融通法の限度額の趣旨は左記回答のとおり理解をしているところであるが、以下の理由により国による関与の廃止又は簡素化等について、再検討を要望する。

【法定上限超過額に係る農林水産大臣の承認の廃止又は事後的な届出にすることに係る府省からの回答について】

平成16年度に三位一体の改革により国の漁業近代化資金利子補給等補助金を廃止し、平成17年度以降は税源移譲により県の財源(一定規模の予算)で利子補給を実施していることから、各県の実情を踏まえた制度改正や、運用が認められてもよいのではと考える。現在、法定上限を超える融資については、大臣承認により認められているが、国において審査基準を明確化することで、各県の判断において適正な運用が可能であり、全国的な公平性も確保できるものとする。また、過剰投資や貸し倒れリスクが増加する懸念については、例えば宮崎県においては、融資機関である漁協や信漁連等で融資審査の際にリスク判断を行うとともに、県においても利子補給を行うことから、これらの機関と合同で償還可能性について審査会を行う等各県において工夫してリスク軽減に取り組んでおり、そのようなリスクが増加するおそれは低いと考える。

【法定上限自体を引き上げることに係る府省からの回答について】

20トン未満の漁船に係る貸付(いわゆる1号資金)1,009件に対し承認件数は、10件(約1%)ということで、全国での件数は少ないとのことであるが、宮崎県においては、平成19年度から27年度(現時点)までの漁船建造件数29隻に対し、国の承認を要した件数は15隻と半数以上の割合となっている。また、全国の都道府県の利子補給事務に係る予算に影響を与えるとあるが、すでに宮崎県では平成17年度の税源移譲後

は、毎年度上限を定めた融資予算額に併せて利子補給額を予算計上しており、他県においても概ね同様の状況であることから、影響が生じるとは考えにくいと思われる。

<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>

—

○漁業近代化資金において20万トン未満の漁船資金を借りる場合、9千万円以内という貸付限度額が法で定められ、当地域においても直近3か年で6件、国に対して特認の申請を行っている。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○利子補給に係る財源が一般財源化された中で、なお国が承認手続きを必要とする理由はないのではないか。

○地域により魚種、漁法が多様であり、全国一律の基準に基づく承認にかからしめる必要はないのではないか。

○公平な制度運用の観点で懸念があるのであれば、都道府県が利子補給の妥当性を判断するに当たり、審査基準を明確化すれば良いのではないか。

各府省からの第2次回答

平成16年度の税源移譲は、都道府県が主体となって、移譲前と同様の漁業者等に対する公平な資金融通が確保されることを前提に実施されたものである。これを踏まえると、当初の御提案のように、法定上限を超過する融資に関し、単純に農林水産大臣の承認を廃止し、又は事後的な届出としてしまうと、都道府県によって超過の基準が著しく異なるという事態を招いたり、特定の者に融資が集中してしまうなど、制度を利用する漁業者等にとって公平性が確保されなくなるおそれがあることから、適切ではないとの回答をさせていただいたところである。

一方で、今回頂いた提案団体の御見解の中で、国において審査基準を明確化し、各都道府県がこれに基づき限度額の超過が可能かを判断する仕組みであれば公平性が確保できるとの御提案を頂いたところである。これについては、御提案のとおり、各都道府県ごとの判断が国の定める一定の基準に基づき行われるのであれば、公平性の観点からの問題は生じないものと考えられる。

このため、今回の御提案を踏まえ、漁業近代化資金融通法(昭和44年法律第52号)を改正し、現行の漁業近代化資金の法定上限超過に係る農林水産大臣の承認の仕組みに代えて、農林水産大臣が予め定めた基準に基づき、漁業近代化資金の利子補給の判断に際して、都道府県が上限超過の可否を判断する仕組みを導入することについて検討を進めてまいりたい。なお、基準を定めるにあたっては、漁業近代化資金を実施している各都道府県とも調整した上で、各都道府県の漁業の実態を踏まえた判断が可能なものとなるよう配慮することとする。

平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

通番24

管理番号	217	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	その他
提案事項 (事項名)	漁業調整規則の制定に係る農林水産大臣の認可の廃止				
提案団体	鳥取県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県				
制度の所管・関係府省	農林水産省(水産庁)				

求める措置の具体的内容

漁業法及び水産資源保護法に基づき各都道府県が定めている漁業調整規則において、他県にまたがらない一県で完結する河川等における内水面漁業調整規則の改正は、各県の実情を踏まえた柔軟な対応ができるよう農林水産大臣の認可を不要とし、届出とすること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【具体的な支障事例】

内水面における禁漁区域等の設定については、内水面漁業調整規則の改正が必要であるが、改正の手続きには国の認可が必要である。その手順は、①水産庁担当者による内容確認、②事前協議(公文)、③事前協議了解通知、④内水面漁場管理委員会諮問・答申、⑤規則改正認可申請、⑥認可となり、早くとも約1年を要するため、迅速な改正を求める地元意向に対処できない。

規則改正が必要な千代川大口堰周辺については、平成23年以降、毎年委員会指示を発令して周年禁止としているが、遊漁者の違反が年数回繰り返されている。規則違反の場合は、警察に通報し違反者の指導や検挙を行っているため、抑止効果が高い。一方、委員会指示違反の場合は、直罰規定がなく、罰則をかけるにはその前段として知事の裏付け命令が必要であり、処分までに時間を要し、両者の間には抑止力に大きな差がある。

(参考)

平成19年「東郷湖シジミ採取の大きさ規制等」に関する規則改正の手続きには7ヶ月を要した。

現在、「千代川大口堰周辺の水産動植物採捕禁止区域の設定」に係る水産庁担当者による内容確認として資料を提出中。

【制度改正の必要性】

広域的な資源管理に影響を及ぼさず、複数の都道府県間の漁業調整問題を招く恐れがない一県で完結する河川等の規則改正は、特に重要なものとは考えられないため、水産庁で認可を行う必要性は低いと考えられる。

根拠法令等

漁業法第65条第7項
水産資源保護法第4条第7項

各府省からの第1次回答

漁業調整規則は、漁業法(昭和24年法律第267号)第65条及び水産資源保護法(昭和26年法律第313号)第4条の委任を受け、漁業取締りその他漁業調整及び水産資源の保護培養のために、都道府県知事が定めるものである。

具体的には、許可漁業の対象、小型魚や産卵期の親魚の採捕の禁止、効率的な漁具・漁法の禁止などの措置とそうした規定に違反した場合の懲役若しくは罰金・料料などを定めている。

このため、地域ごとに異なる水産資源の状況や漁業者の実情を踏まえ、各都道府県で定めるものではあるが、我が国全体として水産資源の保護培養や水面の総合的利用を図る上で、以下の点を担保する必要がある。

- ①特定の地域の資源であったとしても乱獲に陥る状況を回避する措置
- ②地域ごとに行う規制の方法が不平等にならない措置
- ③同様の規制に違反した場合の罰則の重さに相違が生じない措置

したがって、漁業調整規則の制定や改正については、第1号法定受託事務に位置づけ、農林水産大臣の認可に係らしめているものであり、「広域的な資源管理に影響を及ぼさず、複数の都道府県間の漁業調整問題を招く恐れがない一県で完結する河川等の規則改正は、特に重要なものとは考えられない」との考えは、漁業調整規則の制定の趣旨に鑑みれば適当でない。

また、農林水産大臣の認可に際しては、上記のように広域的な見地から漁業調整上の支障がないかについて及び不当に義務を課し又は権利を制限する規定を有していないかなどについて、標準処理期間を30日と定めて審査しており、「早くとも約1年を要するため、迅速な改正を求める地元意向に対処できない」との指摘は当たらない。

以上のことから、当該提案を検討することは非常に困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

我が国全体として以下の3つの事項を国が担保する必要があるという点についての見解

- ①特定地域の魚種であっても乱獲等を防止する措置について

乱獲にならないよう、県の試験研究機関等が行った調査結果等の科学的データ等に基づく十分な検討を行っており、県でも十分判断可能と思われる(補足資料参照)。

- ②規制の方法が不平等にならないこと

規則改正にあたっては、他県の規則内容の確認を行い慎重に判断している。また、近隣県の規則を比較してみると、同一魚種であっても禁止期間や体長制限に相違があり、現在でも規制内容に統一性がみられないことから(補足資料参照)、届出制度に移行したとしても不平等となる可能性は無いと考える。

- ③罰則の重さの相違

漁業法第65条第4項で規定されている内容を適用しているため、地域間の相違は生じないと考える。

以上のことから、現状においても各県において資源管理や漁業調整に配慮した規則改正を行っており、とりわけ1県で完結する河川等については、各都道府県に委ねることは可能である。

併せて、内水面漁業調整規則を届出制度へ移行する場合には、国の審査基準をより具体化するよう提案する。

また、認可までの所要期間(約1年)は、認可の標準事務期間(30日)のことではなく、担当者レベルでの協議から農林水産大臣の認可までの国の通知及び法に基づく手続きを合わせた全期間を指しており、実際に本県では7ヶ月を要し、迅速な手続きが必要である。

<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>

高知県

○事前協議から4カ月で認可したケースがあるが、水産庁担当者による内容確認から認可まで2年を要したケースもあった。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○一県内で完結する内水面漁業調整規則については、基準を明確化することにより都道府県知事に判断をゆだねるべきではないか。問題が生じれば、事後的に地方自治法に基づく是正の指示を行えば足りるのではないか。

○認可を廃止した場合に、水産資源の保護培養や水面の総合的な利用を図ることができなくなるというのであれば、具体的な支障や科学的論拠等を明確にすべきではないか。

各府省からの第2次回答

1. 漁業調整規則の制定及び改正に当たって農林水産大臣の認可を必要とする理由
2. 第1次回答を踏まえた提案団体からの見解に対する考え方
 - ①特定地域の魚種であっても乱獲等を防止する措置について
 - ②規制の方法が不平等にならないこと
 - ③罰則の重さの相違
3. 改正事務の所要期間短縮について
別紙にて回答。

1. 漁業調整規則の制定及び改正に当たって農林水産大臣の認可を必要とする理由

(1) 漁業法及び水産資源保護法は本来は自由に捕ることができる水産資源を、資源の保護培養や漁業調整といった公益的な観点から統一的に規制することが求められ、これを懲役、罰金等で担保しているものである。その上で、都道府県ごとに異なる漁業や生息する水産資源の状況に応じ、各地域ごとにきめ細やかな制限又は禁止の措置等を行うことができるよう、法律制定当時より漁業調整規則の制定・改廃を都道府県知事に委任し、これを農林水産大臣が認可することとなっている。仮に、漁業調整規則の改廃を国の認可にかからしめなかった場合、広域的にみて漁業調整上及び水産資源の保護培養上問題のある規制の改廃が行われるおそれがある。

(2) アユやモクズガニなど普段は内水面に生息している資源であっても、幼少期など成長過程の一部を海域で過ごすものが多く、地域的な広がりを有する集団として資源の維持がなされていることから、単に一つの県内のみを流れる河川かどうかといった地形的観点だけでは、資源に与える影響を判断することはできない。

このため、漁業調整規則の改正が行われる場合、県の区域に留まらず広域的な観点から地域の資源に影響を及ぼすおそれがないことを国が確認する必要がある。

(3) また、一つの県内のみを流れる河川や湖沼であっても、複数の県の遊漁者が利用している場合には、これら関係者への影響も考慮することが必要となる。

例えば、鳥取県の河川には、隣接県をはじめ他府県から相当数の遊漁者が来県し、アユやヤマメなどの釣りをに行っていると承知しているが、これら関係者への影響についての調整の必要性の有無についても、国が広域的な観点から確認する必要がある。

(4) さらに、地方自治法に基づく是正の措置は、あくまでも事後的な関与であり、認可にかからしめなかった場合、

- ① 資源に大きなダメージが加わる
- ② 不適切な規制に基き懲役刑が科される
- ③ 同一の行為に対し罰則の重さが頻繁に変更される

といった事態が生じる可能性が否定できず、法的安定性が損なわれるおそれがある。

(5) 以上のことから、漁業調整規則の制定や改正に当たっては、農林水産大臣の認可が必要と考える。

2. 第1次回答を踏まえた提案団体からの見解に対する考え方

① 特定地域の魚種であっても乱獲等を防止する措置について

提案県は「乱獲にならないよう、県の試験研究機関等が行った調整結果等の科学的データに基づく十分な検討を行っており、県でも十分判断可能と思われる」との見解であ

るが、それだけでは、上記1の(2)、(3)にあるような広域的な観点からの地域資源に与える影響や広域的な調整の必要性を判断できるものとは言いがたいと考える。

② 規制の方法が不平等にならないこと

提案県は「規制改正に当たっては他県の規則内容の確認を行い、慎重に判断している」との見解であるが、例えば、これまで相談のあった事例で同一県内の他の河川とのバランス等も考慮していないケースも見られるなど、必ずしも他地域の規制内容の確認が十分であるとは言い難い。

また、提案県から同一魚種で地域ごとに規制内容に相違がみられる事例として挙げられているアユの解禁日等については、産卵時期の変化を反映したり、資源の保存及び有効利用を図る上で、自県においては隣県等よりも厳しい措置を講じたいとの当該県の考えを検討し、妥当と考えられる範囲で解禁日を6日遅くする等の改正を認可したものであり、地域性を考慮しつつ、6月1日からは近隣県全てで解禁とするという点で一定の統一性が維持されていると考えている。

③ 罰則の重さの相違

漁業法第65条第4項及び水産資源保護法第4条第4項は、規則で6月以下の懲役、10万円以下の罰金、拘留若しくは科料又はこれらの併科を規定することができることとされていることから、認可にかからしめない場合、制度的には都道府県間で相違が生じることが考えられる。

なお、漁業調整規則に違反した場合の罰則には、提案県が指摘した漁業法第65条第4項に規定する内容のみならず、漁業法第138条第6号及び水産資源保護法第36条第1号の規定（3年以下の懲役又は2百万円以下の罰金）もある。

3. 改正事務の所要期間短縮について

実質的に漁業調整規則の改正に要する期間については、どの時点から期間に算入するかという点だけでなく、改正に際して水産庁に相談するまでの都道府県側の準備状況、改正内容や条文数などによっても異なるため、県担当者から水産庁に対してはじめて相談があった時点まで遡って「改正に要する期間」とするならば、これを単純に比較することはできない。

なお、水産庁としては都道府県における漁業調整規則の制定・改廃が円滑に行えるよう、モデル例として内水面漁業調整規則例を提示するなどの対応をすでに行っているところであるが、実質的に規則改正に要する期間の短縮につながるよう、今後、内水面漁業調整規則改正の事務手続きにかかる都道府県担当者への説明会の開催について検討することとしたい。